

平成 25 年 4 月 1 日施行

一般社団法人滋賀県薬剤師会定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人滋賀県薬剤師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本会は、公益社団法人日本薬剤師会（以下「日本薬剤師会」という。）並びに滋賀県内に所在する地域及び職域の薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、滋賀県民の健康な生活の確保向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (2) 薬業を通じて医薬品適正使用等の医療貢献に関する事業
- (3) 公衆衛生の普及指導に関する事業
- (4) 薬事衛生の普及啓発に関する事業
- (5) 地域医療への貢献に関する事業
- (6) 医療安全の確保に関する事業
- (7) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (8) 日本薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
- (9) 試験及び検査並びに調剤に関する事業
- (10) 会員の福利厚生に関する事業
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、滋賀県内において行うものとする。

第 3 章 会員

(会員の種類)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 滋賀県内に居住し、又は業務に従事する薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 薬剤師ではないが、滋賀県内に居住若しくは所在し、又は薬事に関す

る業務に従事するもので、本会の目的及び事業に賛同して入会した個人、
企業又は団体

(3) 特別会員 薬剤師ではないが、滋賀県内に居住し、又は在学して薬学を専攻する
学生

(4) 名誉会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあった者として理事会で名誉会員
とすることを決議したもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下
「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 正会員、賛助会員又は特別会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事
会の承認を得なければならない。

2 正会員は、本会の認めた地域又は職域の薬剤師会の会員となり、かつ日本薬剤師会の
正会員となるよう努めるものとする。

（経費の負担）

第7条 正会員、賛助会員及び特別会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用
に充てるため、所定の入会金、会費及び負担金（以下「会費等」という。）を本会に支
払う義務を負う。

2 会費等の額及び支払い方法は、総会において定める会費等に関する規程による。

（任意退会）

第8条 会員は、退会届を本会に提出することにより、任意にいつでも退会することがで
きる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により当該会員を
除名することができる。ただし、正会員の除名については、総会の決議を経なければな
らない。

(1) この定款その他の規程規則、法令に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 薬剤師としての倫理に違反したとき。

(4) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会の開催日の1週間前ま
でに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えな
なければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その
資格を喪失する。

(1) 第7条に規定する会費等の支払を怠り、督促を受けた後、1年を経過してもなお

支払わないとき。

(2) すべての正会員が同意したとき。

(3) 死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第11条 前3条の規定により会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。また、未履行の義務を免れることはできない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 正会員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 理事及び監事の報酬等の支給基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時及び場所、目的である事項があるときはその事項その他法令で定められた事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

3 すべての正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 27人以上33人以内
 - (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち、1人を会長とし、会長以外の2人以上5人以内を副会長とし、これらの者以外の7人以上10人以内を常務理事とする。
- 3 前項に規定する者以外の理事のうち1人を専務理事とすることができる。
- 4 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員のうちから選任する。ただし、監事のうち1名は正会員以外の者から選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の会長は、総会の決議によって推薦のあった会長候補者から選定することができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、理事及び使用人が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の弁償をすることができる。

(役員責任の免除)

第28条 本会は、法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 本会は、外部役員（法人法第113条第1項第2号口に規定する外部理事及び法人法第115条第1項に規定する外部監事をいう。）の法人法第111条第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、1円以上であって理事会があらかじめ定めた額と法人法第113条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員と締結することができる。

(顧問及び相談役)

第29条 本会に顧問及び相談役若干人を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、職務を行うために要した費用の弁償をすることができる。

5 前項の規定にかかわらず、顧問及び相談役のうち法律的、経理的な専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。ただし、その報酬額は理事会の決議を経なければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

- 2 前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 職域部会及び委員会

(職域部会)

第37条 本会の事業の円滑な運営を図るため、職域を同じくする会員は、理事会の承認を得て職域部会を設置することができる。

- 2 職域部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第38条 本会の事業の円滑な運営を図るため、必要あるときは理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の事業計画書または収支予算書を変更しようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。

3 前2項の規定により理事会の承認を受けた事業計画書及び収支予算書については、直近の総会にその内容を報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく公告しなければならない。

(公益目的支出計画実施報告書)

第42条 会長は、毎事業年度、法令で定めるところにより公益目的支出計画実施報告書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会にその内容を報告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

第12章 補則

第49条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、増田豊とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。